

議第4号

檀原市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について

檀原市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月2日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

第1条 檀原市執行機関の附属機関に関する条例（平成24年檀原市条例第23号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改正前				改正後			
別表（第2条、第3条関係）				別表（第2条、第3条関係）			
附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	委員の定数	附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	委員の定数
市長	(略)			市長	(略)		
	檀原市市民活動推進会議	市民との協働によるまちづくりを推進するための施策についての審査に関する事務	10人以内		檀原市市民活動推進会議	市民との協働によるまちづくりを推進するための施策についての審査に関する事務	10人以内
	檀原市農業振興地域整備推進協議会	農業振興地域整備計画の策定及び変更並びに整備計画に基づく事業の実施についての審議に関する事務	<u>15人以内</u>				
(略)				(略)			
(略)				(略)			

第2条 檀原市執行機関の附属機関に関する条例の一部を次の表のように改正する。

新旧対照表

改 正 前				改 正 後			
別表（第2条、第3条関係）				別表（第2条、第3条関係）			
附属機関の属 する執行機関	附属機関	担任意務	委員の定数	附属機関の属 する執行機関	附属機関	担任意務	委員の定数
市長	榎原市総合政策審議会	総合計画及びまち・ひと・しごと 創生総合戦略に関する重要事項に ついての審議に関する事務	15人以内	市長	榎原市総合政策審議会	総合計画及びまち・ひと・しごと 創生総合戦略に関する重要事項に ついての審議に関する事務	15人以内
	榎原市情報公開・個人 情報保護制度運営審議 会	情報公開制度及び榎原市個人情報 の保護に関する法律施行条例（令 和4年榎原市条例第29号）第1 2条の規定による諮問についての 調査審議に関する事務	10人以内		(略)	(略)	
	(略)		(略)				
(略)				(略)			

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条及び次条の規定 令和8年4月1日

(2) 第2条、附則第3条及び附則第4条の規定 令和8年7月1日

(榎原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 榑原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年榑原市条例第9号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改正前			改正後				
別表（第2条、第5条関係）			別表（第2条、第5条関係）				
区分		報酬額（円）	費用弁償	区分			
1	(略)			1	(略)		
	榑原市市民活動推進会議の委員	日額 10,000	〃		榑原市市民活動推進会議の委員	日額 10,000	〃
	榑原市農業振興地域整備推進協議会の委員	日額 <u>10,000</u>	〃				
	(略)				(略)		
(略)			(略)				

第3条 榑原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改正前			改正後				
別表（第2条、第5条関係）			別表（第2条、第5条関係）				
区分		報酬額（円）	費用弁償	区分			
1	(略)			1	(略)		
	榑原市行政不服審査会の委員及び専門委員	日額 10,000	〃		榑原市行政不服審査会の委員及び専門委員	日額 10,000	〃
	榑原市情報公開・個人情報保護制度運営審議会の委員	日額 <u>10,000</u>	〃				

改 正 前		改 正 後	
	(略)		(略)
	(略)		(略)

(檀原市個人情報保護に関する法律施行条例の一部改正)

第4条 檀原市個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年檀原市条例第29号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p><u>(情報公開・個人情報保護制度運営審議会への諮問)</u></p> <p>第12条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、檀原市執行機関の附属機関に関する条例（平成24年檀原市条例第23号）別表の檀原市情報公開・個人情報保護制度運営審議会に諮問することができる。</p> <p>(1) この条例<u>その他個人情報（特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第9項に規定する「特定個人情報」をいう。）を除く。）の取扱いに</u>関し定める条例について、その規定を改正し、又は廃止しようとする場合</p> <p>(2) <u>その他法第3章第3節の施策を講ずる場合であって、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき</u></p> <p>—</p> <p>第13条～第15条 (略)</p>	<p>第12条～第14条 (略)</p>

理由 執行機関の附属機関について、会議の位置付けを見直し廃止するため、所要の改正を行うもの

議第5号

檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月2日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年檀原市条例第9号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改正前				改正後			
別表（第2条、第5条関係）				別表（第2条、第5条関係）			
	区分	報酬額（円）	費用弁償		区分	報酬額（円）	費用弁償
1	(略)			1	(略)		
	幼稚園医	年額 <u>152,400</u>	〃		幼稚園医	年額 <u>161,000</u>	〃
	幼稚園歯科医	年額 <u>127,000</u>	〃		幼稚園歯科医	年額 <u>157,000</u>	〃
	小学校医及び中学校医	年額 <u>177,600</u>	〃		小学校医	年額 <u>178,000</u>	〃
					中学校医	年額 <u>208,000</u>	〃
	小学校歯科医及び中学校歯科医	年額 <u>148,000</u>	〃		小学校歯科医及び中学校歯科医	年額 <u>178,000</u>	〃
	幼稚園薬剤師、小学校薬剤師及び中学校薬剤師	年額 <u>106,000</u>	〃		幼稚園薬剤師、小学校薬剤師及び中学校薬剤師	年額 <u>121,000</u>	〃
	(略)				(略)		
	保育所嘱託医	年額 <u>152,400</u>	〃				
	保育所嘱託歯科医	年額 <u>127,000</u>	〃				

改 正 前		改 正 後		
		認定こども園医	年額 275,000	〃
		認定こども園歯科医	年額 233,000	〃
		認定こども園薬剤師	年額 121,000	〃
	(略)	(略)		
	(略)	(略)		

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

理由 檀原市特別職報酬等審議会の答申を受け、非常勤の特別職の職員の報酬額等について改定するもの

議第6号

檀原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

檀原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月2日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

檀原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例（昭和32年檀原市条例第10号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(給与の支給) 第4条 (略) 2 地域手当、通勤手当及び期末手当の支給については、本市の一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額は、期末手当支給基準日（以下「基準日」という。）現在における給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額、その合計額に100分の20を乗じて得た額並びに同給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額を基礎として一般職の職員の例により算出して得た額とする。この場合において、檀原市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年檀原市条例第29号）第15条第2項中「 <u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u> 」とあるのは、「 <u>6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5</u> 」とする。	(給与の支給) 第4条 (略) 2 地域手当、通勤手当及び期末手当の支給については、本市の一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額は、期末手当支給基準日（以下「基準日」という。）現在における給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額、その合計額に100分の20を乗じて得た額並びに同給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額を基礎として一般職の職員の例により算出して得た額とする。この場合において、檀原市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年檀原市条例第29号）第15条第2項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは、「 <u>100分の175</u> 」とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

理由 6月及び12月に支給される本市特別職の職員の期末手当について、支給割合を平準化するため、所要の改定を行うもの

議第7号

檀原市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

檀原市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月2日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(檀原市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 檀原市の一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年檀原市条例第29号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(通勤手当)</p> <p>第8条の2 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、その額から、その額に1箇月当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間(通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲で1箇月を単位として市長が規則で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。)につき、市長が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この項において「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第8条の2 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、その額から、その額に1箇月当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(第4項において「運賃等相当額」という。)</p>

改正前	改正後
<p>当額」という。)が150,000円を超えるときは、支給単位期間につき、150,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が150,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(有料で駐車場を利用し、月額1,000円以上支払っている職員については、1,000円を加算する。)</p> <p>ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円</p> <p>イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円</p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円</p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500円</p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,600円</p> <p>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19,</p>	<p>(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額</p>

改正前	改正後
<p>700円</p> <p>ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,800円</p> <p>ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25,900円</p> <p>コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29,100円</p> <p>サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 32,300円</p> <p>シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35,500円</p> <p>ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤したものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市長が規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が150,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額</p>	<p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤したものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市長が規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定め</p>

改正前	改正後
<p>3 通勤手当は、支給単位期間（市長が規則で定める通勤手当にあつては、市長が規則で定める期間）に係る最初の月の市長が規則で定める日に支給する。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 （略） （期末手当）</p> <p>第15条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日</p>	<p><u>る職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>（1） 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額</u></p> <p><u>（2） 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額</u></p> <p>4 <u>運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び前項第1号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>5 通勤手当は、支給単位期間（市長が規則で定める通勤手当にあつては、市長が規則で定める期間）に係る最初の月（<u>当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月</u>）の市長が規則で定める日に支給する。</p> <p>6 （略）</p> <p>7 <u>この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。</u></p> <p>8 （略） （期末手当）</p> <p>第15条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、</p>

改 正 前	改 正 後
<p>以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>」とあるのは「<u>6月に支給する場合には100分の70、12月に支給する場合には100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額<u>に、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額</u></p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額<u>に、6月に支給する場合には100分の50、12月に</u></p>	<p>当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額<u>に100分の106.25を乗じて得た額の総額</u></p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額<u>に100分の51.25を乗じて得た額の総額</u></p>

改 正 前	改 正 後
支給する場合には100分の52.5を乗じて得た額の総額 3～6 (略)	3～6 (略)

(橿原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 橿原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成20年橿原市条例第20号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(特定任期付職員に対する給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第14条の3第1項、第15条第2項及び第16条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第14条の3第1項中「前条第1項の規定に基づく市長が規則で定める職にある職員」とあるのは「橿原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成20年橿原市条例第20号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項中「<u>、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>」とあるのは「<u>、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の97.5</u>」と、給与条例第16条第2項第1号中「扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額」とあるのは「<u>、6月に支給する場合には100分の77.5、12月に支給する場合には100分の80</u>を乗じて得た額の総額」とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(特定任期付職員に対する給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第14条の3第1項、第15条第2項及び第16条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第14条の3第1項中「前条第1項の規定に基づく市長が規則で定める職にある職員」とあるのは「橿原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成20年橿原市条例第20号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の96.25</u>」と、給与条例第16条第2項第1号中「扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額の総額」とあるのは「<u>100分の78.75</u>を乗じて得た額の総額」とする。</p> <p>3 (略)</p>

(橿原市会計年度任用職員の任用、給与、勤務条件等に関する条例の一部改正)

第3条 橿原市会計年度任用職員の任用、給与、勤務条件等に関する条例（平成23年橿原市条例第16号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第15条 給与条例第15条から第15条の3まで（第15条第5項を除く。）の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第15条第2項中「<u>、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>」とあるのは、「他の職員との権衡を考慮して市長が規則で定める割合」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第20条 給与条例第15条から第15条の3まで（第15条第5項を除く。）の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第15条第2項中「<u>、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>」とあるのは「他の職員との権衡を考慮して市長が規則で定める割合」と、同条第4項中「<u>において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員にあっては給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額</u>」とあるのは、「<u>における職種及び正規の勤務時間に応じて市長が規則で定める額</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(費用弁償)</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第15条 給与条例第15条から第15条の3まで（第15条第5項を除く。）の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第15条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは、「他の職員との権衡を考慮して市長が規則で定める割合」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第20条 給与条例第15条から第15条の3まで（第15条第5項を除く。）の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第15条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「他の職員との権衡を考慮して市長が規則で定める割合」と、同条第4項中「<u>において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員にあっては給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額</u>」とあるのは、「<u>における職種及び正規の勤務時間に応じて市長が規則で定める額</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(費用弁償)</p>

改 正 前	改 正 後																					
<p>第21条 パートタイム会計年度任用職員に対して、その通勤に係る費用を、1月当たりの通勤回数に応じ、給与条例第8条の2（第3項を除く。）の規定を準用して弁償するものとする。この場合において、給与条例第8条の2第2項第2号中「次に掲げる職員の区分」に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額」とあるのは「勤務1日につき、<u>檜原市会計年度任用職員の任用、給与、勤務条件等に関する条例（平成23年檜原市条例第16号）別表の通勤距離の区分に応じて費用弁償に定める額</u>」と読み替えるものとし、<u>読み替えられた給与条例第8条の2第2項第2号において、別表に規定する月額を超えるときは、月額額を支給する。</u></p> <p>2 前項の規定による費用弁償は、給与条例第8条の2第2項第1号の支給単位期間に係る最初の月の翌月の規則で定める日に支給する。</p> <p>3 (略)</p> <p>別表（第21条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">通勤距離</th> <th style="text-align: center;">費用弁償額 (円)</th> <th style="text-align: center;">月額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>片道2キロメートル以上5キロメートル未満</u></td> <td style="text-align: center;"><u>100</u></td> <td style="text-align: center;"><u>2,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>片道5キロメートル以上10キロメートル未満</u></td> <td style="text-align: center;"><u>210</u></td> <td style="text-align: center;"><u>4,200</u></td> </tr> <tr> <td><u>片道10キロメートル以上15キロメートル未満</u></td> <td style="text-align: center;"><u>360</u></td> <td style="text-align: center;"><u>7,300</u></td> </tr> <tr> <td><u>片道15キロメートル以上20キロメートル未満</u></td> <td style="text-align: center;"><u>520</u></td> <td style="text-align: center;"><u>10,400</u></td> </tr> <tr> <td><u>片道20キロメートル以上25キロメートル未満</u></td> <td style="text-align: center;"><u>670</u></td> <td style="text-align: center;"><u>13,500</u></td> </tr> <tr> <td><u>片道25キロメートル以上30キロメートル未満</u></td> <td style="text-align: center;"><u>830</u></td> <td style="text-align: center;"><u>16,600</u></td> </tr> </tbody> </table>	通勤距離	費用弁償額 (円)	月額 (円)	<u>片道2キロメートル以上5キロメートル未満</u>	<u>100</u>	<u>2,000</u>	<u>片道5キロメートル以上10キロメートル未満</u>	<u>210</u>	<u>4,200</u>	<u>片道10キロメートル以上15キロメートル未満</u>	<u>360</u>	<u>7,300</u>	<u>片道15キロメートル以上20キロメートル未満</u>	<u>520</u>	<u>10,400</u>	<u>片道20キロメートル以上25キロメートル未満</u>	<u>670</u>	<u>13,500</u>	<u>片道25キロメートル以上30キロメートル未満</u>	<u>830</u>	<u>16,600</u>	<p>第21条 パートタイム会計年度任用職員に対して、その通勤に係る費用を、1月当たりの通勤回数に応じ、給与条例第8条の2（第5項を除く。）の規定を準用して弁償するものとする。この場合において、給与条例第8条の2第2項第2号中「<u>規則で定める額</u>」とあるのは「<u>檜原市会計年度任用職員の任用、給与、勤務条件等に関する条例施行規則（平成24年檜原市規則第36号）で定める額</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前項の規定による費用弁償は、給与条例第8条の2第7項の支給単位期間に係る最初の月の翌月（当該月に費用弁償を支給することが困難な場合として規則で定める場合に<u>あつては、その翌月</u>）の規則で定める日に支給する。</p> <p>3 (略)</p>
通勤距離	費用弁償額 (円)	月額 (円)																				
<u>片道2キロメートル以上5キロメートル未満</u>	<u>100</u>	<u>2,000</u>																				
<u>片道5キロメートル以上10キロメートル未満</u>	<u>210</u>	<u>4,200</u>																				
<u>片道10キロメートル以上15キロメートル未満</u>	<u>360</u>	<u>7,300</u>																				
<u>片道15キロメートル以上20キロメートル未満</u>	<u>520</u>	<u>10,400</u>																				
<u>片道20キロメートル以上25キロメートル未満</u>	<u>670</u>	<u>13,500</u>																				
<u>片道25キロメートル以上30キロメートル未満</u>	<u>830</u>	<u>16,600</u>																				

改 正 前			改 正 後		
片道30キロメートル以上35キロメートル未満	<u>980</u>	<u>19,700</u>			
片道35キロメートル以上40キロメートル未満	<u>1,140</u>	<u>22,800</u>			
片道40キロメートル以上45キロメートル未満	<u>1,290</u>	<u>25,900</u>			
片道45キロメートル以上50キロメートル未満	<u>1,450</u>	<u>29,100</u>			
片道50キロメートル以上55キロメートル未満	<u>1,610</u>	<u>32,300</u>			
片道55キロメートル以上60キロメートル未満	<u>1,770</u>	<u>35,500</u>			
片道60キロメートル以上	<u>1,930</u>	<u>38,700</u>			

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

理由 一般職の国家公務員の給与改定方針等に鑑み、本市一般職の職員等の通勤手当の改定をするとともに、期末手当及び勤勉手当の支給割合を平準化するため、所要の改正を行うもの

議第8号

榿原市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

榿原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月2日提出

榿原市長 亀田 忠彦

榿原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

榿原市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年榿原市条例第9号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改正前	改正後
<p>（補償基礎額）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2） 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害がある状態となった場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消</p>	<p>（補償基礎額）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2） 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害がある状態となった場合には、<u>10,000円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>15,000円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消</p>

改 正 前

防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(2) ～ (6) (略)

4 (略)

別表（第5条関係）補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 <u>12,900</u>	円 <u>13,700</u>	円 <u>14,500</u>
分団長及び副分団長	<u>11,300</u>	<u>12,100</u>	<u>12,900</u>
部長、班長及び団員	<u>9,700</u>	<u>10,500</u>	<u>11,300</u>

改 正 後

防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき433円を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1) ～ (5) (略)

4 (略)

別表（第5条関係）補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 <u>13,340</u>	円 <u>14,170</u>	円 <u>15,000</u>
分団長及び副分団長	<u>11,670</u>	<u>12,500</u>	<u>13,340</u>
部長、班長及び団員	<u>10,000</u>	<u>10,840</u>	<u>11,670</u>

附 則

1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この条例による改正後の檜原市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、施行日以後に支給すべき事由の生じた檜原市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

理由 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正により、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び補償基礎額の加算額について改正を行うもの

議第9号

檀原市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について

檀原市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月2日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

檀原市執行機関の附属機関に関する条例（平成24年檀原市条例第23号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改正前				改正後			
別表（第2条、第3条関係）				別表（第2条、第3条関係）			
附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	委員の定数	附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	委員の定数
(略)				(略)			
教育委員会	(略)			教育委員会	(略)		
	檀原市中学校部活動地域移行協議会	部活動地域移行の推進に関する事項についての調査及び審議に関する事務	15人以内		檀原市中学校部活動地域展開協議会	部活動地域展開の推進に関する事項についての調査及び審議に関する事務	15人以内
	(略)				(略)		

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の際、現に改正前の檀原市執行機関の附属機関に関する条例の規定による檀原市中学校部活動地域移行協議会の委員として委嘱されている者は、改正後の檀原市執行機関の附属機関に関する条例の規定による檀原市中学校部活動地域展開協議会の委員として委嘱された者とみなす。この場合において、当該委員の任期は、令和9年4月30日までとする。

(檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年檀原市条例第9号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改正前			改正後				
別表（第2条、第5条関係）			別表（第2条、第5条関係）				
	区分	報酬額（円）	費用弁償		区分	報酬額（円）	費用弁償
1	(略)			1	(略)		
	<u>檀原市中学校部活動地域移行協議会</u> の委員	日額 10,000	〃		<u>檀原市中学校部活動地域展開協議会</u> の委員	日額 10,000	〃
	(略)				(略)		
(略)			(略)				

理由 執行機関の附属機関について、文部科学省のガイドラインにおいて地域クラブ活動の推進等に関する取組の名称が変更されたことに伴い、所要の改正を行うもの

議第10号

檀原市立学校、幼稚園設置条例の一部を改正する条例の一部改正について

檀原市立学校、幼稚園設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月2日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市立学校、幼稚園設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

檀原市立学校、幼稚園設置条例の一部を改正する条例（令和5年檀原市条例第16号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
附 則 この条例中第1条の規定は令和6年4月1日から、第2条の規定は公布の日から起算して <u>3年</u> を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。	附 則 この条例中第1条の規定は令和6年4月1日から、第2条の規定は公布の日から起算して <u>4年</u> を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由 檀原市教育施設再配置実施計画に基づく白檀小学校の移転の時期に変更があったため、所要の改正を行うもの

議第 1 1 号

檀原市学校給食共同調理場条例の一部改正について

檀原市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例

檀原市学校給食共同調理場条例（平成 1 4 年檀原市条例第 1 1 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(業務) 第 3 条 共同調理場は、学校給食法（昭和 2 9 年法律第 1 6 0 号）第 2 条に掲げる目標を達成するため、次に掲げる小中学校の学校給食の調理、輸送その他必要な業務を行う。 (1) (略) <u>(2) ~ (4)</u> (略)	(業務) 第 3 条 共同調理場は、学校給食法（昭和 2 9 年法律第 1 6 0 号）第 2 条に掲げる目標を達成するため、次に掲げる小中学校の学校給食の調理、輸送その他必要な業務を行う。 (1) (略) <u>(2) 香久山小学校</u> <u>(3) ~ (5)</u> (略)

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

理由 白檀共同調理場で給食調理等を行う学校を新たに 1 校加えるため、所要の改正を行うもの

議第12号

橿原市国民健康保険税条例の一部改正について

橿原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月2日提出

橿原市長 亀田 忠彦

橿原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

橿原市国民健康保険税条例（昭和31年橿原市条例第49号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>（課税額）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、国民健康保険課税被保険者（前条第1項の世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者並びに前条第2項の世帯主に係る世帯に属する国民健康保険の被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>650,000円</u>を超える場合においては、基礎課税額は<u>650,000円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、国民健康保険課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>240,000円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>240,000円</u>とする。</p> <p>4（略）</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p>	<p>（課税額）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、国民健康保険課税被保険者（前条第1項の世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者並びに前条第2項の世帯主に係る世帯に属する国民健康保険の被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>660,000円</u>を超える場合においては、基礎課税額は<u>660,000円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、国民健康保険課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>260,000円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>260,000円</u>とする。</p> <p>4（略）</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第20条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>650,000円</u>を超える場合には、<u>650,000円</u>）、後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>240,000円</u>を超える場合には、<u>240,000円</u>）並びに介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第20条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>660,000円</u>を超える場合には、<u>660,000円</u>）、後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>260,000円</u>を超える場合には、<u>260,000円</u>）並びに介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の檜原市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

理由 地方税法施行令の一部改正により、国民健康保険税の課税限度額が引き上げられたため、所要の改正を行うもの

議第13号

檀原市昆虫館整備基金条例の制定について
檀原市昆虫館整備基金条例を次のように定める。

令和8年3月2日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市昆虫館整備基金条例

(設置)

第1条 檀原市昆虫館（以下「昆虫館」という。）の施設整備及び拡充に使用することを趣旨とし、三和澱粉工業株式会社から寄附された指定寄附金を適正に管理するため、檀原市昆虫館整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、指定寄附金及び檀原市一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

2 前項の利率は、市が借入れする長期債に準じ市長の定める率とする。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第6条 基金は、その設置目的に沿った経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を予算の定めるところにより処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由 三和澱粉工業株式会社から寄附された指定寄附金を基金として管理するため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、条例を制定するもの

議第14号

榿原市昆虫館条例の一部改正について

榿原市昆虫館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月2日提出

榿原市長 亀田 忠彦

榿原市昆虫館条例の一部を改正する条例

榿原市昆虫館条例（平成元年榿原市条例第21号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>（観覧料）</p> <p>第5条 昆虫館の展示場に入館しようとする者（以下「入館者」という。）は、<u>別表</u>に掲げる観覧料を納めなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（観覧料）</p> <p>第5条 昆虫館の展示場に入館しようとする者（以下「入館者」という。）は、<u>別表第1</u>に掲げる観覧料を納めなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p><u>（使用の許可）</u></p> <p>第6条 昆虫館の別表第2に掲げる施設（以下「有料施設」という。）において、<u>一時的な飲食の提供又は物品等の販売を目的として使用する場合は、市長の許可を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 市長は、有料施設の管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付すことができる。</u></p> <p><u>3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、有料施設の使用を許可しないことができる。</u></p> <p><u>（1） 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。</u></p> <p><u>(3) 昆虫館の管理運営上支障があると認めるとき。</u></p> <p><u>(許可の取消し等)</u></p> <p><u>第7条 市長は、前条第1項の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、有料施設の使用の許可（以下「使用許可」という。）の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害が生じることがあっても、市は、賠償の責めを負わない。</u></p> <p><u>(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく指示に違反したとき。</u></p> <p><u>(2) 偽りその他の不正の手段により使用許可を受けたとき。</u></p> <p><u>(3) 第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。</u></p> <p><u>(使用者の責務)</u></p> <p><u>第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</u></p> <p><u>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反しないこと。</u></p> <p><u>(2) 善良な管理者の注意をもって施設等を使用すること。</u></p> <p><u>(使用料等)</u></p> <p><u>第9条 使用者は、別表第2に定める使用料（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。</u></p>

改正前	改正後									
<p>第6条・第7条 (略)</p> <p>別表 (第5条関係) (略)</p>	<p><u>2 使用料は、使用の許可を受けたときに納付しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p><u>(使用権の譲渡等の禁止)</u></p> <p>第10条 <u>使用者は、使用の許可を受けた目的以外に有料施設を使用し、又はその使用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。</u></p> <p><u>(施設の模様替え等)</u></p> <p>第11条 <u>使用者は、有料施設の使用に際し、有料施設の模様替え又は特別の設備を設置し、若しくは備付け以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</u></p> <p><u>(原状回復の義務)</u></p> <p>第12条 <u>使用者は、有料施設の使用を終了したとき又は使用の許可を取り消されたときは、使用した有料施設を速やかに原状に回復しなければならない。</u></p> <p><u>2 使用者が前項に規定する義務を履行しなかったときは、市長がこれを代行し、その費用は、使用者が負担しなければならない。</u></p> <p>第13条・第14条 (略)</p> <p>別表第1 (第5条関係) (略)</p> <p>別表第2 (第6条・第9条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1146 1251 2177 1415"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的広場</td> <td>1日 (9:30~16:00)</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>屋上テラス</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	使用料	多目的広場	1日 (9:30~16:00)	3,000円	屋上テラス		
区分	単位	使用料								
多目的広場	1日 (9:30~16:00)	3,000円								
屋上テラス										

改 正 前	改 正 後
	<p>備考</p> <p>1 <u>檜原市に住所を有しない者が使用する場合の使用料は、上表に定める使用料の額に1.5を乗じて得た額とする。</u></p> <p>2 <u>多目的広場及び屋上テラスの使用許可はキッチンカー等（キッチンカー、移動販売車、屋台等その他昆虫館利用者の利便性の向上に資するものをいう。）の出店に限り、使用料は店舗ごとに徴収するものとする。</u></p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月29日から施行する。

(準備行為)

第2条 使用許可の申請その他有料施設を供用するために必要な準備行為については、この条例の施行前においても行うことができる。

理由 檜原市昆虫館における施設利用者の利便性向上のため館内施設の一部の供用を開始することに伴い、使用料等を定めるため、所要の改正を行うもの

議第15号

檀原市教育・保育の実施に関する条例等の一部改正について

檀原市教育・保育の実施に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月2日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市教育・保育の実施に関する条例等の一部を改正する条例

(檀原市教育・保育の実施に関する条例の一部改正)

第1条 檀原市教育・保育の実施に関する条例(昭和62年檀原市条例第6号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第19条から第26条までに規定する教育・保育給付認定等及び同法第30条の4から第30条の10までに規定する施設等利用給付認定等並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の規定による保育の実施及び支援法第42条第1項又は第54条第1項の規定によるあっせん又は要請その他の教育・保育の実施に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第19条から第26条までに規定する教育・保育給付認定等及び同法第30条の4から第30条の10までに規定する施設等利用給付認定等並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の規定による保育の実施及び支援法第42条第1項又は第54条第1項の規定によるあっせん又は要請、 <u>支援法第30条の14から第30条の19までに規定する乳児等支援給付認定等並びに支援法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業</u> その他の教育・保育の実施に関し必要な事項を定めるものとする。 <u>(乳児等支援給付認定等)</u> 第6条 <u>支援法第30条の14から第30条の19までに規定する乳児等支援給付認定等</u> に関して必要な事項は、別に規則で定める。

改 正 前	改 正 後
<p>(委任) 第6条 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>(地域子ども・子育て支援事業の実施のための方策)</u></p> <p>第7条 市長は、<u>地域子ども・子育て支援事業の実施のため必要と認めるときは、予算の範囲内において補助その他の必要な方策を講じるものとする。</u></p> <p>(委任) 第8条 (略)</p>

(檀原市立幼稚園預かり保育条例の一部改正)

第2条 檀原市立幼稚園預かり保育条例（平成20年檀原市条例第2号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;"><u>檀原市立幼稚園預かり保育条例</u></p> <p>(目的) 第1条 この条例は、<u>檀原市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）において預かり保育を実施することにより、幼児の健やかな成長を図り、保護者の子育てを支援することを目的とする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>檀原市預かり保育事業等実施条例</u></p> <p>(目的) 第1条 この条例は、<u>市立園（幼稚園（檀原市立学校、幼稚園設置条例（昭和39年檀原市条例第11号）別表に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）及び認定こども園（檀原市立認定こども園設置条例（令和7年檀原市条例第24号）第2条に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）において預かり保育事業（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第7条第10項第5号に規定する事業をいう。以下同じ。）、一時預かり事業（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の35第1号に規定する一般型一時預かり事業をいう。以下同じ。）、延長保育事業（支援法第59条第2号に規定する時間外保育をいう。以下同じ。）及び乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。）第6条の3第23項に規定する事業をいう。以下同じ。）</u></p>

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、<u>次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>園児 入園の許可を受け、現に幼稚園に在園している幼児をいう。</u></p> <p>(2) <u>小学校就学前子ども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。</u></p> <p>(3) <u>保護者 子ども・子育て支援法第6条第2項に規定する保護者をいう。</u></p> <p>(4) <u>預かり保育 子ども・子育て支援法第7条第10項第5号に規定する事業をいう。</u></p> <p>(5) <u>施設等利用給付認定保護者 子ども・子育て支援法第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。</u></p> <p>(預かり保育の実施)</p> <p>第3条 <u>橿原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、橿原市立学校、幼稚園設置条例（昭和39年橿原市条例第11号）別表に規定する幼稚園において預かり保育を実施する。</u></p> <p>2 <u>預かり保育の実施は原則週5日とし、実施日及び実施時間は、教育委員会が規則で定める。</u></p>	<p><u>を実施することにより、小学校就学前子どもの健やかな成長を図り、保護者の子育てを支援することを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において<u>使用する用語の意義は、支援法及び児福法において使用する用語の例による。</u></p> <p>(預かり保育事業の実施)</p> <p>第3条 <u>教育委員会（橿原市教育委員会をいう。以下同じ。）は、幼稚園において預かり保育事業を実施する。</u></p> <p>2 <u>市長は、認定こども園において預かり保育事業を実施する。</u></p> <p>3 <u>預かり保育事業の実施日及び実施時間は、教育委員会及び市長がそれぞれ規則で定める。</u></p> <p><u>(預かり保育事業の利用対象者)</u></p>

改正前	改正後
<p>(利用の承認)</p> <p><u>第4条 預かり保育を利用しようとする保護者は、教育委員会の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 教育委員会は、預かり保育を実施することが困難であると認めるときは、前項の承認をしないことができる。</u></p> <p>(預かり保育料)</p> <p><u>第5条 預かり保育の利用の承認を受けた保護者（子ども・子育て支援法第30条の4第2号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもの施設等利用給付認定保護者を除く。）は、園児1人につき1日800円以下で、預かり保育の時間に応じ教育委員会が規則で定める額を預かり保育料として納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項に規定する預かり保育料は、市長が指定する日に徴収する。</u></p> <p><u>3 既納の預かり保育料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p>(承認の取消し)</p> <p><u>第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、預かり保育の利用の承認を取り消すことができる。</u></p> <p><u>(1) 保護者が園児を退園させ、若しくは転園させ、又は休園させたとき。</u></p>	<p><u>第4条 預かり保育事業は、市立園に在籍する小学校就学前子ども（支援法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当するものに限る。）に限り、利用することができる。</u></p> <p>(預かり保育事業の利用の承認)</p> <p><u>第5条 預かり保育事業を利用しようとする小学校就学前子どもの保護者は、教育委員会又は市長に対して利用を申請し、その承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 教育委員会及び市長は、市立園の管理運営上支障があるときは、前項の承認をしないことができる。</u></p> <p>(預かり保育料)</p> <p><u>第6条 前条第1項の承認を受けた保護者は、預かり保育事業の利用時間に応じ市長が規則で定める額を預かり保育料として納付しなければならない。ただし、法定代理受領(法第30条の11第3項の規定により市町村が施設等利用給付認定保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に対して支払うものをいう。以下同じ。)として支払を受ける場合は、その限りではない。</u></p> <p><u>2 既納の預かり保育料は、還付しない。ただし、次条の規定により利用の承認を取り消したときは、その限りではない。</u></p> <p>(預かり保育事業の承認の取消し)</p> <p><u>第7条 教育委員会及び市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の承認を取り消すものとする。</u></p> <p><u>(1) 第4条の要件を満たさなくなったとき。</u></p>

改正前	改正後
<p>(2) <u>偽りその他不正な手段により預かり保育の利用の承認を受けたとき。</u></p> <p>(3) <u>その他教育委員会が特に必要があると認めるとき。</u></p>	<p>(2) <u>偽りその他不正な手段により承認を受けたとき。</u></p> <p>(3) <u>市立園が休業したときその他預かり保育事業の実施が困難と認めるとき。</u> <u>(一時預かり事業の実施)</u></p> <p>第8条 <u>市長は、規則で定める認定こども園において一時預かり事業を実施する。</u></p> <p>2 <u>一時預かり事業の実施日及び実施時間並びに定員及び小学校就学前子ども1人当たりの利用回数は、規則で定める。</u> <u>(一時預かり事業の利用対象者)</u></p> <p>第9条 <u>一時預かり事業は、本市に居住する小学校就学前子どもに限り、利用することができる。</u> <u>(一時預かり事業の利用の承認)</u></p> <p>第10条 <u>一時預かり事業を利用しようとする小学校就学前子どもの保護者は、市長に対して利用を申請し、その承認を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項の承認をするに当たり、前項に掲げる小学校就学前子どもがその在籍する施設及び事業から教育及び保育の提供を受けることのできる標準的な一日当たりの時間及び期間その他の事情を考慮して、優先して利用を認めることのできる区分を設けることができる。</u></p> <p>3 <u>市長は、定員を超過するとき又は認定こども園の管理運営上支障があるときは、第1項の承認をしないことができる。</u> <u>(一時預かり保育料)</u></p> <p>第11条 <u>前条第1項の承認を受けた保護者は、その承認を受けた利用予定時間に応じ市長が規則で定める額を、一時預かり保育料として納付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>既納の一時預かり保育料は、還付しない。ただし、次条の規定により利用の承認を取</u></p>

改 正 前	改 正 後
	<p><u>り消したときは、その限りではない。</u></p> <p><u>(一時預かり事業の承認の取消し)</u></p> <p><u>第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第10条第1項の承認を取り消すものとする。</u></p> <p><u>(1) 第9条の要件を満たさなくなったとき。</u></p> <p><u>(2) 偽りその他不正な手段により承認を受けたとき。</u></p> <p><u>(3) 認定こども園が休業したときその他一時預かり事業の実施が困難と認めるとき。</u></p> <p><u>(延長保育事業の実施)</u></p> <p><u>第13条 市長は、認定こども園において延長保育事業を実施する。</u></p> <p><u>2 延長保育事業の実施日及び実施時間は、規則で定める。</u></p> <p><u>(延長保育事業の利用対象者)</u></p> <p><u>第14条 延長保育事業は、認定こども園に在籍する小学校就学前子ども（支援法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当するものに限る。）に限り、利用することができる。</u></p> <p><u>(延長保育事業の利用の承認)</u></p> <p><u>第15条 延長保育事業を利用しようとする小学校就学前子どもの保護者は、市長に対して利用を申請し、その承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 市長は、認定こども園の管理運営上支障があるときは、前項の承認をしないことができる。</u></p> <p><u>(延長保育料)</u></p> <p><u>第16条 前条第1項の承認を受けた保護者は、延長保育事業の利用時間に応じ市長が規</u></p>

改 正 前	改 正 後
	<p><u>則で定める額を延長保育料として納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 既納の延長預かり保育料は、還付しない。ただし、次条の規定により利用の承認を取り消したときは、その限りではない。</u></p> <p><u>(延長保育事業の承認の取消し)</u></p> <p><u>第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第15条第1項の承認を取り消すものとする。</u></p> <p><u>(1) 第14条の要件を満たさなくなったとき。</u></p> <p><u>(2) 偽りその他不正な手段により承認を受けたとき。</u></p> <p><u>(3) 認定こども園が休業したときその他延長保育事業の実施が困難と認めるとき。</u></p> <p><u>(乳児等通園支援事業の実施)</u></p> <p><u>第18条 市長は、規則で定める認定こども園において乳児等通園支援事業を実施する。</u></p> <p><u>2 乳児等通園支援事業の実施日及び実施時間並びに定員は、規則で定める。</u></p> <p><u>(乳児等通園支援事業の利用対象者)</u></p> <p><u>第19条 乳児等通園支援事業は、支給対象小学校就学前子どもに限り、利用することができる。</u></p> <p><u>(乳児等通園支援事業の利用の承認)</u></p> <p><u>第20条 乳児等通園支援事業を利用しようとする乳児又は幼児の保護者は、市長に対して利用を申請し、その承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の承認をするに当たり、橿原市特定乳児等通園支援事業の運営基準を定める条例（令和7年橿原市条例第36号）第6条に規定する区分に定めるところにより利用者を決定するものとする。</u></p> <p><u>3 市長は、定員を超過するとき又は認定こども園の管理運営上支障があるときは、前項</u></p>

改正前	改正後
<p><u>(保護者の責務)</u></p> <p><u>第7条 預かり保育を利用する場合の園児の送迎は、当該園児の保護者の責任において行うものとする。</u></p> <p><u>2 預かり保育の利用に際し園児が疾病等にかかり、又は疾病等にかかっている疑いがある</u></p>	<p><u>の承認をしないことができる。</u></p> <p><u>(乳児等通園支援事業利用料)</u></p> <p><u>第21条 前条第1項の承認を受けた保護者は、乳児等通園支援事業の利用を約した時間に応じ市長が規則で定める額を乳児等通園支援事業利用料として納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 既納の乳児等通園支援事業利用料は、還付しない。ただし、次条の規定により減免を決定したとき又は第23条の規定により利用の承認を取り消したときは、その限りではない。</u></p> <p><u>(乳児等通園支援事業利用料の減免)</u></p> <p><u>第22条 市長は、別に規則で定めるところにより、前条に規定する乳児等通園支援事業利用料の徴収に際し、これを減額し、又は免除することができる。</u></p> <p><u>(乳児等通園支援事業の承認の取消し)</u></p> <p><u>第23条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第20条第1項の承認を取り消すものとする。</u></p> <p><u>(1) 第19条の要件を満たさなくなったとき。</u></p> <p><u>(2) 偽りその他不正な手段により承認を受けたとき。</u></p> <p><u>(3) 認定こども園が休業したときその乳児等通園支援事業の実施が困難と認めるとき。</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>るときは、当該園児の保護者は、当該幼稚園の園長の指示に従わなければならない。</p> <p><u>(委任)</u></p> <p>第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p><u>(委任)</u></p> <p>第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長及び教育委員会がそれぞれ規則で定める。</p>

(檀原市立認定こども園設置条例の一部改正)

第3条 檀原市立認定こども園設置条例（令和7年檀原市条例第24号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(事業)</p> <p>第3条 幼保連携型認定こども園においては、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 延長保育事業（規則で定める保育時間を超えて保育を行う事業をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>(3) 預かり保育事業（子ども・子育て支援法第7条第10項第5号に規定する事業をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(4) (略)</p> <p><u>2 市長が規則で定める幼保連携型認定こども園においては、一時預かり事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業をいう。以下同じ。）及び乳児等通園支援事業（児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）を行う。</u></p> <p><u>3 前2項に掲げる事業の実施に関することは、市長が規則で定める。</u></p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 幼保連携型認定こども園においては、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 檀原市預かり保育事業等実施条例（平成20年檀原市条例第2号）に規定する事業</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p><u>(利用料金等)</u></p> <p><u>第4条 前条第1項第2号若しくは第3号又は前条第2項に掲げる事業を利用しようとする小学校就学前子どもの保護者（子ども・子育て支援法第6条第2項に規定する保護者をいう。）は、別に定めるところにより、次の利用料金を納付しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 延長保育事業の利用料 市長が別に規則で定める額</u></p> <p><u>(2) 預かり保育事業の利用料 橿原市立幼稚園預かり保育条例（平成20年橿原市条例第2号）の定める額</u></p> <p><u>(3) 一時預かり事業の利用料 市長が別に規則で定める額</u></p> <p><u>(4) 乳児等通園支援事業の利用料 市長が別に規則で定める額</u></p> <p><u>2 市長は、前項に定めるもののほか、事業の実施に伴い必要となる費用の実費相当額を徴収することができる。</u></p> <p><u>(利用料金等の減免)</u></p> <p><u>第5条 市長は、別に規則で定めるところにより、前条に規定する利用料金等の徴収に際し、これを減額し、又は免除することができる。</u></p> <p><u>(委任)</u></p> <p><u>第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</u></p>	<p>(委任)</p> <p><u>第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。</u></p>

(橿原市特定乳児等通園支援事業の運営基準を定める条例の一部改正)

第4条 橿原市特定乳児等通園支援事業の運営基準を定める条例（令和7年橿原市条例第36号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
	<u>(利用者負担額)</u>

改 正 前	改 正 後
<p>(委任) 第5条 (略)</p>	<p>第5条 <u>特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を受ける場合において、市長が乳児等支援給付認定保護者について規則で定める基準に該当するものとして減免を決定したときは、基準府令第12条第2項に掲げる額のうち、当該規則で定める額の支払を受けることができない。</u> <u>(利用者の決定)</u></p> <p>第6条 <u>特定乳児等通園支援事業者は、利用の申込みをした支給対象小学校就学前子どもの数が利用定員を超えるときは、当該支給対象小学校就学前子どもが本市に居住するものであるかどうかその他の事情を考慮して市長が規則で定める優先して利用を認めることのできる区分に従い、利用者を決定するものとする。</u> <u>(委任)</u></p> <p>第7条 (略)</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(檀原市立幼稚園保育料条例の廃止)

第2条 檀原市立幼稚園保育料条例（昭和32年檀原市条例第13号）は、廃止する。

理由 檀原市立認定こども園の設置に伴い、市立園における事業に関する規定を整理等するため、所要の改正を行うもの

議第16号

檀原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準を定める条例及び檀原市家庭的保育事業等の運営基準等を定める条例の一部改正について

檀原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準を定める条例及び檀原市家庭的保育事業等の運営基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月2日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準を定める条例及び檀原市家庭的保育事業等の運営基準等を定める条例の一部を改正する条例

(檀原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準を定める条例の一部改正)

第1条 檀原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準を定める条例(令和3年檀原市条例第36号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(暴力団排除のための措置) 第4条 <u>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者</u> は、暴力団又は暴力団員(檀原市暴力団排除条例(平成23年檀原市条例第23号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員をいう。以下同じ。)と社会的に非難されるべき関係にあるものであってはならない。 2 <u>特定教育・保育施設</u> は、役員等が暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないよう、施設が暴力団又は暴力団員の支配を受けることがないよう必要な措置を講じなければならない。 (利用者負担額)	(暴力団排除のための措置) 第4条 <u>特定教育・保育施設等</u> は、暴力団又は暴力団員(檀原市暴力団排除条例(平成23年檀原市条例第23号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員をいう。以下同じ。)と社会的に非難されるべき関係にあるものであってはならない。 2 <u>特定教育・保育施設等</u> は、役員等が暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないよう、施設が暴力団又は暴力団員の支配を受けることがないよう必要な措置を講じなければならない。 (利用者負担額)

改正前	改正後
<p>第5条 特定教育・保育施設は、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）のうち、<u>その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合は、特定教育・保育における食事の提供に要する費用のうち、副食の提供に要する費用の支払を受けることができない。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第6条 (略)</p>	<p>第5条 特定教育・保育施設は、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）のうち、<u>その法第27条第3項第2号又は第28条第2項各号の規定による利用者負担額の算定に係る市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合は、特定教育・保育における食事の提供に要する費用のうち、副食の提供に要する費用の支払を受けることができない。</u></p> <p><u>(地域限定保育士)</u></p> <p>第6条 特定教育・保育施設等は、<u>地域限定保育士（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の29に規定するものをいう。以下同じ。）に同法第18条の28第2項の業を行わせる場合には、地域限定保育士の名称を用いさせなければならない。</u></p> <p><u>2 特定教育・保育施設等は、前項の規定により地域限定保育士の名称を用いさせる場合には、当該地域限定保育士に対し、児童福祉法第18条の28第1項の登録を受けた認定地方公共団体が奈良県であることを明示させなければならない。</u></p> <p><u>3 特定教育・保育施設等は、基準府令第34条第1項又は第49条第1項に規定する職員に関する記録を整備するに当たっては、児童福祉法第18条の6第3号に掲げる事実を証明できるように配慮しなければならない。</u></p> <p><u>(補助等)</u></p> <p>第7条 特定教育・保育施設等は、市長が特定教育・保育又は特定地域型保育の実施のために交付するものとして規則で定める補助を受ける場合には、<u>その規則の規定に従い事務を処理しなければならない。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第8条 (略)</p>

(橿原市家庭的保育事業等の運営基準等を定める条例の一部改正)

第2条 橿原市家庭的保育事業等の運営基準等を定める条例（令和3年橿原市条例第37号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>（基準）</p> <p>第3条 運営基準等は、次条以下に定めるもののほか、基準省令（附則を除く。）の定めるところによる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（委任）</p> <p>第8条 （略）</p>	<p>（基準）</p> <p>第3条 運営基準等は、次条以下に定めるもののほか、基準省令（<u>附則並びに第29条第1項、第31条第1項、第44条第1項及び第47条第1項中、地域限定保育士又は国家戦略特別区域限定保育士に関する規定を除く。</u>）の定めるところによる。</p> <p>2 （略）</p> <p><u>（その他）</u></p> <p>第8条 <u>家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業等の認可又は運営に関して市長と協議して定めた事項がある場合には、当該事項を遵守しなければならない。</u></p> <p>（委任）</p> <p>第9条 （略）</p>

附 則

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- この条例の施行前にされた第2条の規定による改正前の橿原市家庭的保育事業等の運営基準等を定める条例第8条の規定に基づき協議して定めた事項（その内容が変更されている場合には、その変更後の事項。）は、第2条の規定による改正後の橿原市家庭的保育事業等の運営基準等を定める条例第8条の規定に基づき協議して定めた事項とみなす。

理由 児童福祉法等の改正に伴い、地域限定保育士に関する規定を整理等するため、所要の改正を行うもの

議第17号

檀原市しらかしこども広場条例の制定について
檀原市しらかしこども広場条例を次のように定める。

令和8年3月2日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市しらかしこども広場条例

(設置)

第1条 子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての悩みを相談できる場を提供することにより、子育ての不安を軽減し、子どもの健やかな育ちを支援するとともに、子育て支援事業を通じた地域交流を推進するため、しらかしこども広場（以下「広場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
しらかしこども広場	檀原市白檀町8丁目19番2号

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳児 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第4条第1項第1号に規定する乳児をいう。
- (2) 幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児をいう。

(事業)

第4条 広場においては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域子育て支援拠点事業（法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業をいう。）に関する事。
- (2) 子育て支援に係る関係者相互の連携を図るための事業に関する事。

(利用できる者の範囲)

第5条 広場を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 檀原市に居住する乳児及び幼児並びにその保護者
- (2) 子育て支援に関する活動に携わる者及び携わろうとする者

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が広場を利用することが適当であると認める者
(行為の制限)

第6条 広場において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。
- (3) 立入りを禁止された箇所に入ること。
- (4) 展示会、集会その他これらに類する催しのため、広場の全部又は一部を独占して使用すること。

(入館の制限)

第7条 市長は、広場に入館しようとする者又は入館した者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、又は退館させることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 広場の施設又は附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 動物類（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）に規定する身体障害者補助犬及び市長が特に必要と認める動物類を除く。）を携帯しているとき。
- (4) 許可を受けないで物品の販売、展示その他営利行為をしようとするとき。
- (5) 広場の管理の業務に従事する者の指示に従わないとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

(遵守事項及び指示)

第8条 市長は、広場に入館する者が遵守すべき事項を定め、かつ、管理上必要があると認めるときは、その者に対し、必要な指示をすることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

理由 榎原市白樫児童センターの廃止に伴い、榎原市子育て支援センターを榎原市しらかしこども広場に名称を変更して設置するため、地方自治法第244条の2第1項の規

定に基づき、条例を制定するもの

議第18号

檀原市介護保険条例の一部改正について

檀原市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月2日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市介護保険条例の一部を改正する条例

檀原市介護保険条例（平成12年檀原市条例第10号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
附 則	附 則 <u>（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）</u> 第4条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において市に住所を有しない者を除き、 <u>令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租</u>

改正前	改正後
	<p><u>税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）</u>」とあるのは、「<u>合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）</u>」とする。</p> <p>2 <u>第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第二項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。</u></p> <p><u>3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）とする。</u></p> <p><u>（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）</u></p> <p><u>第5条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。</u></p> <p><u>（1） 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において市に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）</u></p> <p><u>（2） 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げ</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>る場合のいずれかに該当するもの</u></p> <p><u>ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合</u></p> <p><u>イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合</u></p> <p><u>ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合</u></p> <p><u>(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの</u></p> <p><u>ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合</u></p> <p><u>イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合</u></p> <p><u>ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合</u></p> <p><u>2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。</u></p> <p><u>(令和8年度の保険料率の算定に関する減免の特例)</u></p> <p><u>第6条 令和8年度に限り、市長は、第10条第1項の規定にかかわらず、令和7年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない第1号被保険者、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、令和7年度税制見直しによる地方税の給与所得控除の最低保障額引上げの決定を受けて、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税が引き続き課されないよう、非課税の基準から控除の引上げ分の範囲の就労調整を行った者がいるときは、当該第1号被保険者の保険料率を、当該該当する者について同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者とみなして算定した保険料率に相当する額まで減免することができる。</u></p> <p><u>2 第10条第3項の規定にかかわらず、前項の規定による減免は、申請によらずに行う</u></p>

改 正 前	改 正 後
	<u>ことができる。</u>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

理由 介護保険法施行令の一部改正により、令和8年度の保険料の算定に特例を設けるため、所要の改正を行うもの

議第19号

榿原市手数料徴収条例の一部改正について

榿原市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月2日提出

榿原市長 亀田 忠彦

榿原市手数料徴収条例の一部を改正する条例

榿原市手数料徴収条例（平成12年榿原市条例第3号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前			改 正 後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名称	事務	手数料の額	名称	事務	手数料の額
(略)			(略)		
67の2 要除却認定マンションの建替えに係る容積率の特例許可申請手数料	マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号） <u>第105条第1項</u> の規定に基づく要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションに係る容積率の特例の許可の申請に対する審査	1件につき 160,000円	67の2 要除却等認定マンションの建替え又は更新に係る容積率等の特例許可申請手数料	マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号） <u>第163条の5第1項</u> の規定に基づく要除却等認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンション又は要除却等認定マンションの更新がされるマンションに係る容積率又は各部分の高さの特例の許可の申請に対する審査	1件につき 160,000円
(略)			(略)		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の榎原市手数料徴収条例別表の規定は、施行日以後の申請に係る手数料について適用し、施行日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

理由 マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正により、要除却等認定を受けたマンションの特例許可申請の対象等が追加されるため、所要の改正を行うもの

議第20号

橿原市道路占用料に関する条例等の一部改正について

橿原市道路占用料に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月2日提出

橿原市長 亀田 忠彦

橿原市道路占用料に関する条例等の一部を改正する条例

(橿原市道路占用料に関する条例の一部改正)

第1条 橿原市道路占用料に関する条例(昭和31年橿原市条例第35号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改正前					改正後				
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)				
占用物件		基準		単位に対する占用料 (単位 円)	占用物件		基準		単位に対する占用料 (単位 円)
		期間	単位				期間	単位	
法第32条第 1項第1号に 掲げる工作物	第1種電柱	年	1本	<u>800</u>	法第32条第 1項第1号に 掲げる工作物	年	1本	<u>940</u>	
	第2種電柱			<u>1,200</u>				<u>1,400</u>	
	第3種電柱			<u>1,700</u>				<u>2,000</u>	
	第1種電話柱			<u>710</u>				<u>840</u>	
	第2種電話柱			<u>1,100</u>				<u>1,300</u>	
	第3種電話柱			<u>1,600</u>				<u>1,800</u>	
	その他の柱類			<u>71</u>				<u>84</u>	
	共架電線その他上空に 設ける線類			1メートル			<u>7</u>		

改 正 前					改 正 後				
	地下に設ける電線その 他の線類			<u>4</u>		地下に設ける電線その 他の線類			<u>5</u>
	路上に設ける変圧器		1個	<u>700</u>		路上に設ける変圧器		1個	<u>820</u>
	変圧塔その他これに類 するもの及び公衆電話 所			<u>1,400</u>		変圧塔その他これに類 するもの及び公衆電話 所			<u>1,700</u>
	郵便差出箱及び信書便 差出箱			<u>600</u>		郵便差出箱及び信書便 差出箱			<u>710</u>
	地下に設ける変圧器		1平方メート ル	<u>430</u>		地下に設ける変圧器		1平方メート ル	<u>500</u>
	広告塔			<u>4,800</u>		広告塔			<u>5,400</u>
	その他のもの			<u>1,400</u>		その他のもの			<u>1,700</u>
法第32条第 1項第2号に 掲げる物件	外径が0.07メート ル未満のもの	年	1メートル	<u>30</u>	法第32条第 1項第2号に 掲げる物件	外径が0.07メート ル未満のもの	年	1メートル	<u>35</u>
	外径が0.07メート ル以上0.1メートル 未満のもの			<u>43</u>		外径が0.07メート ル以上0.1メートル 未満のもの			<u>50</u>
	外径が0.1メートル 以上0.15メートル 未満のもの			<u>64</u>		外径が0.1メートル 以上0.15メートル 未満のもの			<u>76</u>
	外径が0.15メート ル以上0.2メートル 未満のもの			<u>86</u>		外径が0.15メート ル以上0.2メートル 未満のもの			<u>100</u>

改 正 前						改 正 後							
	外径が0. 2メートル以上0. 3メートル未満のもの				<u>1 3 0</u>		外径が0. 2メートル以上0. 3メートル未満のもの				<u>1 5 0</u>		
	外径が0. 3メートル以上0. 4メートル未満のもの				<u>1 7 0</u>		外径が0. 3メートル以上0. 4メートル未満のもの				<u>2 0 0</u>		
	外径が0. 4メートル以上0. 7メートル未満のもの				<u>3 0 0</u>		外径が0. 4メートル以上0. 7メートル未満のもの				<u>3 5 0</u>		
	外径が0. 7メートル以上1. 0メートル未満のもの				<u>4 3 0</u>		外径が0. 7メートル以上1. 0メートル未満のもの				<u>5 0 0</u>		
	外径が1. 0メートル以上のもの				<u>8 6 0</u>		外径が1. 0メートル以上のもの				<u>1, 0 0 0</u>		
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による	地下に設けるもの	年	1メートル	<u>4</u>	法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による	地下に設けるもの	年	1メートル	<u>5</u>
			その他のもの			<u>1 4</u>				その他のもの			<u>1 7</u>

改 正 前					改 正 後						
		検知の 対象と して設 置する 導線そ の他の 線類						検知の 対象と して設 置する 導線そ の他の 線類			
		道路の構造又は 交通の状況を表 示する標示柱そ の他の柱類		1本	<u>1, 100</u>			道路の構造又は 交通の状況を表 示する標示柱そ の他の柱類		1本	<u>1, 300</u>
		その他 のもの	上空に設 けるもの	1平方メー トル	<u>710</u>			その他 のもの	上空に設 けるもの	1平方メー トル	<u>840</u>
			地下に設 けるもの	1平方メー トル	<u>430</u>				地下に設 けるもの	1平方メー トル	<u>500</u>
		その他のもの		1平方メー トル	<u>1, 400</u>			その他のもの		1平方メー トル	<u>1, 700</u>
法第32条第1項第4号に掲げる施設		年	1平方メー トル	<u>1, 400</u>	法第32条第1項第4号に掲げる施設		年	1平方メー トル	<u>1, 700</u>		
法第32条第 1項第5号に 掲げる施設	地下街及び 地下室	階数が1 のもの	年	1平方メー トル	Aに0.004を乗じて 得た額	法第32条第 1項第5号に 掲げる施設	地下街及び 地下室	階数が1 のもの	年	1平方メー トル	Aに0.004を乗じて 得た額
		階数が2			Aに0.006を乗じて			階数が2			

改正前					改正後					
		のもの 階数が3 以上のもの			得た額				得た額	
					Aに0.007を乗じて 得た額				Aに0.008を乗じて 得た額	
	上空に設ける通路				2,400	上空に設ける通路			2,700	
	地下に設ける通路				1,500	地下に設ける通路			1,600	
	その他のもの				1,400	その他のもの			1,700	
法第32条第 1項第6号に 掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、 一時的に設けるもの		日	1平方メート ル	48	法第32条第 1項第6号に 掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、 一時的に設けるもの	日	1平方メート ル	54
	その他のもの		月		480		その他のもの	月		540
道路法施行令 (昭和27年 政令第479 号。以下 「令」とい う。)第7条 第1号に掲げ る物件	看板(アー チであるも のを除 く。)	一時的に 設けるも の その他の もの	月	1平方メート ル	480	道路法施行令 (昭和27年 政令第479 号。以下 「令」とい う。)第7条 第1号に掲げ る物件	看板(アー チであるも のを除 く。)	月	1平方メート ル	540
			年		4,800			年		5,400
	標識		年	1本	1,100	標識		年	1本	1,300
	旗ざお	祭礼、縁 日等に際 し、一時 的に設け るもの	日		48	旗ざお	祭礼、縁 日等に際 し、一時 的に設け るもの	日		54
		その他の もの	月		480		その他の もの	月		540

改正前					改正後						
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	もの	日	1平方メートル	<u>48</u>	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	もの	日	1平方メートル	<u>54</u>	
		祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの									
	その他のもの	月			<u>480</u>	その他のもの	月			<u>540</u>	
アーチ	車道を横断するもの	月	1基		<u>4,800</u>	アーチ	車道を横断するもの	月	1基		<u>5,400</u>
		その他のもの			<u>2,400</u>			その他のもの			<u>2,700</u>
令第7条第2号に掲げる工作物		年	1平方メートル		<u>1,400</u>	令第7条第2号に掲げる工作物		年	1平方メートル		<u>1,700</u>
令第7条第3号に掲げる施設			ル	Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額		令第7条第3号に掲げる施設			ル	Aに <u>0.034</u> を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		月	1平方メートル		<u>480</u>	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		月	1平方メートル		<u>540</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設					<u>140</u>	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設					<u>170</u>
令第7条第8号に掲げる施	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該	年	1平方メートル	Aに <u>0.009</u> を乗じて得た額		令第7条第8号に掲げる施	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該	年	1平方メートル	Aに <u>0.011</u> を乗じて得た額	

改 正 前				改 正 後				
設	路面下の地下を除く。)に設けるもの				設	路面下の地下を除く。)に設けるもの		
	上空に設けるもの		Aに <u>0.017</u> を乗じて 得た額			上空に設けるもの		Aに <u>0.018</u> を乗じて 得た額
	地下(トンネルの上の	階数が1のもの	Aに <u>0.004</u> を乗じて 得た額			地下(トンネルの上の	階数が1のもの	Aに <u>0.004</u> を乗じて 得た額
	地下を除く。)に設けるもの	階数が2のもの	Aに <u>0.006</u> を乗じて 得た額			地下を除く。)に設けるもの	階数が2のもの	Aに <u>0.006</u> を乗じて 得た額
		階数が3以上のもの	Aに <u>0.007</u> を乗じて 得た額				階数が3以上のもの	Aに <u>0.008</u> を乗じて 得た額
	その他のもの		Aに <u>0.025</u> を乗じて 得た額		その他のもの		Aに <u>0.026</u> を乗じて 得た額	
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに <u>0.012</u> を乗じて 得た額		令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに <u>0.015</u> を乗じて 得た額
	その他のもの		Aに <u>0.009</u> を乗じて 得た額			その他のもの		Aに <u>0.011</u> を乗じて 得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに <u>0.022</u> を乗じて 得た額		令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに <u>0.024</u> を乗じて 得た額
	その他のもの		Aに <u>0.009</u> を乗じて 得た額			その他のもの		Aに <u>0.011</u> を乗じて 得た額
令第7条第1	トンネルの上又は高架		Aに <u>0.012</u> を乗じて		令第7条第1	トンネルの上又は高架		Aに <u>0.015</u> を乗じて

改 正 前				改 正 後			
1号に掲げる 応急仮設建築 物	の道路の路面下に設け るもの		得た額	1号に掲げる 応急仮設建築 物	の道路の路面下に設け るもの		得た額
	上空に設けるもの		Aに <u>0.022</u> を乗じて 得た額		上空に設けるもの		Aに <u>0.024</u> を乗じて 得た額
	その他のもの		Aに <u>0.031</u> を乗じて 得た額		その他のもの		Aに <u>0.034</u> を乗じて 得た額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに <u>0.025</u> を乗じて 得た額	令第7条第12号に掲げる器具			Aに <u>0.026</u> を乗じて 得た額
令第7条第1 3号に掲げる 施設	トンネルの上又は高速 自動車国道若しくは自 動車専用道路（高架の ものに限る。）の路面 下に設けるもの		Aに <u>0.012</u> を乗じて 得た額	令第7条第1 3号に掲げる 施設	トンネルの上又は高速 自動車国道若しくは自 動車専用道路（高架の ものに限る。）の路面 下に設けるもの		Aに <u>0.015</u> を乗じて 得た額
	上空に設けるもの		Aに <u>0.022</u> を乗じて 得た額		上空に設けるもの		Aに <u>0.024</u> を乗じて 得た額
	その他のもの		Aに <u>0.031</u> を乗じて 得た額		その他のもの		Aに <u>0.034</u> を乗じて 得た額
令第7条第14号に掲げる施設			Aに <u>0.031</u> を乗じて 得た額	令第7条第14号に掲げる施設			Aに <u>0.034</u> を乗じて 得た額
(略)				(略)			

(橿原市準用河川管理条例の一部改正)

第2条 橿原市準用河川管理条例（平成12年橿原市条例第20号）の一部を次の表のように改正する。

新旧対照表

改 正 前					改 正 後						
別表（第7条関係）					別表（第7条関係）						
区分	種別	単位	占用料	摘要	区分	種別	単位	占用料	摘要		
(略)					(略)						
土地占用 料	工作 物に よる 占用	第1種電柱	1本 1年につき	<u>800円</u>	組立鉄柱又はH 柱は、2本とみ なす。	土地占用 料	工作 物に よる 占用	第1種電柱	1本 1年につき	<u>940円</u>	組立鉄柱又はH 柱は、2本とみ なす。
		第2種電柱	1本 1年につき	<u>1,200円</u>				第2種電柱	1本 1年につき	<u>1,400円</u>	
		第3種電柱	1本 1年につき	<u>1,700円</u>				第3種電柱	1本 1年につき	<u>2,000円</u>	
		第1種電話柱	1本 1年につき	<u>710円</u>	組立鉄柱又はH 柱は、2本とみ なす。		第1種電話柱	1本 1年につき	<u>840円</u>	組立鉄柱又はH 柱は、2本とみ なす。	
		第2種電話柱	1本 1年につき	<u>1,100円</u>		第2種電話柱	1本 1年につき	<u>1,300円</u>			
		第3種電話柱	1本 1年につき	<u>1,600円</u>		第3種電話柱	1本 1年につき	<u>1,800円</u>			
		公衆電話所	1個 1年につき	<u>1,400円</u>		公衆電話所	1個 1年につき	<u>1,700円</u>			
		埋設 又は 架設	外径が0.4メー トル未満のもの	1メートル 1年につき	<u>170円</u>		埋設 又は 架設	外径が0.4メー トル未満のもの	1メートル 1年につき	<u>200円</u>	
			外径が0.4メー	1メートル	<u>300円</u>			外径が0.4メー	1メートル	<u>350円</u>	

改 正 前					改 正 後					
	管類	トル以上0.7メートル未満のもの	1年につき			管類	トル以上0.7メートル未満のもの	1年につき		
		外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの	1メートル 1年につき	<u>430円</u>			外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの	1メートル 1年につき	<u>500円</u>	
		外径が1.0メートル以上のもの	1メートル 1年につき	<u>860円</u>			外径が1.0メートル以上のもの	1メートル 1年につき	<u>1,000円</u>	
	仮設建築物		1平方メートル 1年につき	<u>140円</u>	工事用建築物その他これに類するもの	仮設建築物		1平方メートル 1年につき	<u>170円</u>	工事用建築物その他これに類するもの
	通路橋、通路		1平方メートル 1年につき	<u>1,390円</u>		通路橋、通路		1平方メートル 1年につき	<u>1,640円</u>	
	その他前各項により難しい工作物		1平方メートル 1年につき	<u>2,800円</u>		その他前各項により難しい工作物		1平方メートル 1年につき	<u>3,400円</u>	
	その他	原形のままの占有		1平方メートル 1年につき	<u>140円</u>		その他	原形のままの占有		1平方メートル 1年につき
養魚		1平方メートル 1年につき	<u>380円</u>		養魚			1平方メートル 1年につき	<u>450円</u>	

(橿原市法定外公共物管理条例の一部改正)

第3条 橿原市法定外公共物管理条例（平成15年橿原市条例第16号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改正前					改正後							
別表（第8条関係）					別表（第8条関係）							
区分		基準		単位に対する使用料 (単位 円)	区分		基準		単位に対する使用料 (単位 円)			
		期間	単位				期間	単位				
電柱、電線、変圧 塔、郵便差出箱、 公衆電話所、広告 塔その他これらに 類する工作物	第1種電柱	年	1本	800	電柱、電線、変圧	年	1本	940				
	第2種電柱			1,200	塔、郵便差出箱、			第2種電柱	1,400			
	第3種電柱			1,700	公衆電話所、広告			第3種電柱	2,000			
	第1種電話柱			710	塔その他これらに			第1種電話柱	840			
	第2種電話柱			1,100	類する工作物			第2種電話柱	1,300			
	第3種電話柱			1,600				第3種電話柱	1,800			
	その他の柱類			71				その他の柱類	84			
	共架電線その他上空に設 ける線類			1メートル	7			共架電線その他上空に設 ける線類	1メートル	8		
	地下に設ける電線その他 の線類				4			地下に設ける電線その他 の線類		5		
	路上に設ける変圧器			1個	700			路上に設ける変圧器	1個	820		
	変圧塔その他これに類す るもの及び公衆電話所				1,400			変圧塔その他これに類す るもの及び公衆電話所		1,700		
	郵便差出箱及び信書便差 出箱				600			郵便差出箱及び信書便差 出箱		710		
	地下に設ける変圧器				1平方メー トル			430		地下に設ける変圧器	1平方メー トル	500
	広告塔							4,800		広告塔		5,400

改 正 前					改 正 後				
	通路橋又は上屋その他これらに類するもの			<u>230</u>		通路橋又は上屋その他これらに類するもの			<u>280</u>
	その他のもの			<u>1,400</u>		その他のもの			<u>1,700</u>
水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	年	1メートル	<u>30</u>	年	外径が0.07メートル未満のもの	1メートル	<u>35</u>	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			<u>43</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>50</u>	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>64</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>76</u>	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>86</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>100</u>	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>130</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>150</u>	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>170</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>200</u>	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>300</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>350</u>	

改正前					改正後					
	もの					もの				
	外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの			430		外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの			500	
	もの					もの				
	外径が1.0メートル以上のもの			860		外径が1.0メートル以上のもの			1,000	
鉄道、軌道その他これらに類する施設及び歩廊、雪よけその他これらに類する施設		年	1平方メートル	1,400	鉄道、軌道その他これらに類する施設及び歩廊、雪よけその他これらに類する施設		年	1平方メートル	1,700	
地下街、地下室その他これらに類する施設	地下街及び地下室の	階数が1のもの	年	1平方メートル	Aに0.004を乗じて得た額	地下街及び地下室の	年	1平方メートル	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの			Aに0.006を乗じて得た額				階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの			Aに0.007を乗じて得た額				階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路				2,400	上空に設ける通路			2,700	
	地下に設ける通路				1,500	地下に設ける通路			1,600	
	その他のもの				1,400	その他のもの			1,700	
露店、商品置場その他これらに類する施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	日	1平方メートル	48	露店、商品置場その他これらに類する施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	日	1平方メートル	54	
	その他のもの	月		480	その他のもの	月	540			
看板、標識、旗ざお、パーキングメ	看板（ア）一時的に設けるもの	月	1平方メートル	480	看板、標識、旗ざお、パーキングメ	看板（ア）一時的に設けるもの	月	1平方メートル	540	

改正前					改正後						
アーチ、幕及びアーチ	るものを除く。)	その他のもの	年		<u>4,800</u>	アーチ、幕及びアーチ	るものを除く。)	その他のもの	年		<u>5,400</u>
	標識		年	1本	<u>1,100</u>		標識		年	1本	<u>1,300</u>
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	日		<u>48</u>		旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	日		<u>54</u>
		その他のもの	月		<u>480</u>			その他のもの	月		<u>540</u>
	幕(工事用施設で あるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	日	1平方メートル	<u>48</u>		幕(工事用施設で あるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	日	1平方メートル	<u>54</u>
		その他のもの	月		<u>480</u>			その他のもの	月		<u>540</u>
	アーチ	車道を横断するもの	月	1基	<u>4,800</u>		アーチ	車道を横断するもの	月	1基	<u>5,400</u>
その他のもの				<u>2,400</u>	その他のもの				<u>2,700</u>		
工事中用板囲い、足場、詰所その他工事用施設及び土石、竹木その他の工事用材料			月	1平方メートル	<u>480</u>	工事中用板囲い、足場、詰所その他工事用施設及び土石、竹木その他の工事用材料			月	1平方メートル	<u>540</u>
防火地域内における耐火建築物、仮設建築物					<u>140</u>	防火地域内における耐火建築物、仮設建築物					<u>170</u>

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

理由 道路法施行令の一部改正により、道路占用料等の見直しが行われたため、所要の改正を行うもの

